

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険

いばらき

8

令和4年10月からの短時間労働者の適用拡大について

2021 August
NO.517

- いばらき健康経営推進事業所認定制度のお知らせ
- 病気やケガで仕事を休んだときは「傷病手当金」
- 9月の出張年金相談



親子咲き（撮影：歴史館公園（水戸市））：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大について

1. 現行の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用

平成28年10月から、特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者が、一定の要件を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となっています。また、平成29年4月以降は、特定適用事業所でなくても労使合意を得ることで、任意特定適用事業所になるための申請が可能となりました。

特定適用事業所等の該当基準は以下のとおりです。

(1) 特定適用事業所

事業主が同一(※1)である一または二以上の適用事業所の被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時500人を超える(※2)適用事業所(法人・個人)

※1「事業主が同一」である適用事業所とは

- ・法人事業所(株式会社、社団、財団法人、独立行政法人等)で、法人番号が同一である適用事業所
- ・個人事業所(人格なき社団等を含む)で、現在の適用事業所

※2「常時500人を超える」適用事業所とは

直近1年のうち6月以上、事業主が同一である適用事業所の被保険者数(短時間労働者を含めない)の合計が500人を超えると見込まれる場合

(2) 短時間労働者の概要

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②雇用期間が1年以上見込まれること
- ③賃金の月額が88,000円以上あること
- ④学生でないこと

(3) 任意特定適用事業所

国または地方公共団体に属する事業所及び特定事業所以外の適用事業所で、労使合意に基づき、短時間労働者を健康保険・厚生年金保険の適用対象とする申出をした適用事業所

2. 令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

法律改正に伴い短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用がさらに拡大されます。従来の制度との変更点は以下のとおりです。

【令和4年10月からの改正】

「特定適用事業所」の要件

(変更前) 被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時500人を超える事業所

(変更後) 被保険者(短時間労働者を除く)の総数が**常時100人を超える**事業所

「短時間労働者」の適用要件

(変更前) 雇用期間が継続して1年以上見込まれること

(変更後) 雇用期間が**継続して2か月を超えて使用される見込みであること**(通常の被保険者と同じ)

【令和6年10月からの改正】

「特定適用事業所」の要件

(変更前) 被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時100人を超える事業所

(変更後) 被保険者(短時間労働者を除く)の総数が**常時50人を超える**事業所
 ※短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用要件については変更ありません。

要件早見表

対 象	要 件	平成28年10月～(現行)	令和4年10月～(改正)	令和6年10月～(改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃 金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2か月を超えて使用される見込み	変更なし
	適用除外	学生でないこと	変更なし	変更なし

3. 必要な手続き

令和4年10月から新たに特定適用事業所となる事業所について、必要な準備は以下のとおりです。

(1) 新たに被保険者となる短時間労働者の把握

短時間労働者で、被保険者となっていない従業員等の労働条件を確認する必要があります。

(2) 従業員への説明(※)

これまで配偶者の扶養範囲内で労働条件を抑えて働いていた従業員等へ、令和4年10月以降は上記の労働条件によって社会保険の被保険者となることを説明していただく必要があります。

(3) 令和4年10月以降の資格取得届の準備

(1)、(2)の確認の結果、新たに被保険者となる従業員に対する資格取得の届出を令和4年10月から行っていただくこととなりますので、可能な場合は事前に作成等をお願いします。

(※) 法律改正に伴う制度内容の変更点等も含め、社会保険加入のメリットやそれに伴う働き方の変化の必要性について、事業主が従業員に説明することはとても大切です。社会保険加入のメリット等は厚生労働省ホームページ「適用拡大特設サイト」をご確認ください。

詳しくはねんきん加入者ダイヤル

0570-007-123 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

東京 03-6837-2913

受付時間: 月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません

または日本年金機構のホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

始めませんか？健康経営

いばらき健康経営推進事業所認定制度のお知らせ

茨城県では、従業員の健康に配慮した取り組みや企業経営を実施している企業を「いばらき健康経営推進事業所」として認定し、働く世代の健康増進を推進しています。

健康経営とは？

経営者が従業員の健康を重要な経営資源として捉え、健康増進に積極的に取り組む企業経営スタイルです。（「健康経営」は NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。）

従業員が不健康だと…

- ・生活習慣病の発症
- ・メンタルヘルス不調の増加
- ・生産性ダウン
- ・企業イメージのダウン



健康経営を
実践

- ・生産性アップ
- ・経営リスクの軽減
- ・リスクマネジメント
- ・企業イメージの向上



いばらき健康経営推進事業所を募集しています

健康経営に取り組み、いばらき健康経営推進事業所の認定を目指しましょう！
※認定を受けるためには、協会けんぽ茨城支部の健康づくり推進事業所の認定を受けていること等が前提となります。認定を受けていない事業所は、まずは協会けんぽ茨城支部へ健康宣言を！詳しくはホームページをご確認ください。



認定を受けると

企業イメージの向上

- ・ハローワークの求人票に記載
- ・県の HP に公表

事業資金融資

- ・県内の金融機関で金利優遇プランの利用

認定ロゴマークが使えます

- ・名刺や HP で認定事業所であることを周知

認定の流れ

□ 認定期間

認定日から令和5年3月31日まで

□ 申請期間

【新規】令和3年6月14日～令和3年12月31日

【更新】令和3年10月1日～令和3年11月30日

提出書類

□ 申請書

□ 添付書類（新規の場合のみ）

申請書等は茨城県の HP からダウンロード

いばらき健康経営

検索

茨城県へ申請
(受付窓口は協会けんぽ)

認定審査

認定証の交付

ステップアップを目指しましょう

経済産業省でも健康づくりに取り組む事業所を「健康経営優良法人」として認定をしています。全国でたくさんの事業所が認定を受けています。

「健康経営優良法人2021」

- 大規模法人部門…… 1,472社
- 中小規模法人部門… 4,811社

この機会に健康経営に取り組みましょう。協会けんぽでは、事業所の健康づくりをお手伝いしています！

【経済産業省】健康経営優良法人

【茨城県】いばらき健康経営推進事業所認定制度

【協会けんぽ茨城支部】健康づくり推進事業所認定制度

病気やケガで仕事を休んだときは「傷病手当金」

傷病手当金とは、被保険者（お勤めされているご本人）が病気やケガで仕事を休み、その間の給与を受けられないときの生活の保障です。申請書に事業主と医師の証明を受け、協会けんぽにご提出ください。

! 申請する際、賃金台帳や出勤簿のコピーは、協会けんぽにて提出をお願いした場合を除き、添付は不要です。

支給条件

- ① 仕事や通勤とは関係ない病気やケガの療養のための休業であること
- ② それまで就いていた仕事に就くことができないこと
- ③ 連続する3日間の休業を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- ④ 休業した期間について給与の支払いがないこと



支給金額

月給のおおむね3分の2が支給されます。支給期間は、最長で1年6か月です。

$$\boxed{\text{支給額}} = \boxed{\text{直近1年間の標準報酬月額} \div \text{平均額※の30分の1}} \times \boxed{\text{3分の2}} \times \boxed{\text{支給日数}}$$

※被保険者期間が1年に満たない場合は、入社後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額(30万円)のいずれか低いほうを使用して計算します。

傷病手当金は支給停止または減額調整される場合があります

◇退職後に老齢(退職)年金が支給されるとき

厚生年金等の老齢(退職)年金を受けられる場合は、退職後の傷病手当金が減額調整されます。

◇障害厚生年金または障害手当金が支給されるとき

傷病手当金の支給期間に同一または関連する疾病による障害厚生年金または障害手当金を受けられる場合は、傷病手当金が減額調整されます。

◇出産手当金が支給されるとき

出産手当金の日額が傷病手当金の日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

◇雇用保険の失業手当を申請するとき

失業手当を申請することは、いつでも仕事に就ける状態であると考えられるため、傷病手当金は申請できません。

例1 傷病手当金の日額 < 老齢厚生年金等の額 360

差額	老齢厚生年金等
傷病手当金	

支給されません。

例2 傷病手当金の日額 > 老齢厚生年金等の額 360

差額	老齢厚生年金等
傷病手当金	

差額分が支給されます。

! すでに傷病手当金を受給した期間にさかのぼって年金等を受給される場合は、傷病手当金を返納していただくことになります。



【みなさまへのお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！

事業主の皆様へ、電子申請のご案内

社会保険手続きはインターネット経由が便利！

電子申請とは、紙や CD・DVD ではなく、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。インターネットを経由するため、いつでも・どこでも手続きができます。

💡 **メリット その1** …… 24時間365日いつでも申請が可能です！

💡 **メリット その2** …… インターネットを利用してどこからでも申請できます！

💡 **メリット その3** …… 申請する際の移動費、郵送費等のコスト削減が期待できます！

お問い合わせ先 **ねんきん加入者ダイヤル**

0570-007-123 (ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合は **東京 03-6837-2913**

受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後7時 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～
第2土曜日 午前9時30分～午後4時 1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構ホームページに電子申請の利用手順を掲載しています。
併せて利用手順の説明動画も掲載していますので、ぜひご覧ください。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和3年9月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も**事前の予約が必要**です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きよ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

9月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	2日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	14日(火) 10:00～14:00	大子町役場
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	9日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	28日(火) 10:30～14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	2日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	24日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	9日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	15日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	21日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。